

3月末に退職される方へ

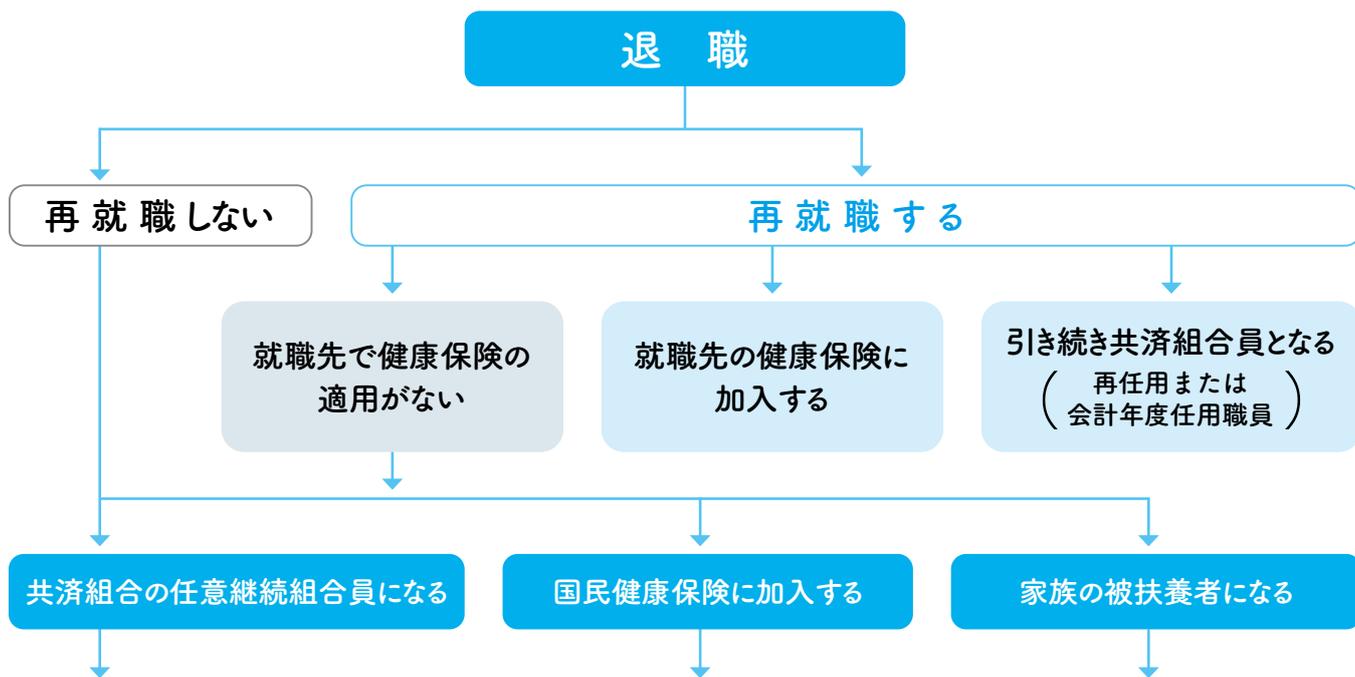
共済組合の各種事業に係る退職時の手続き等について

健康保険

組合員の皆さんが退職されますと、退職日の翌日から組合員の資格を喪失するため、新たに次のいずれかの健康保険制度に加入する必要があります。

加入要件や特徴等をご確認のうえ、ご自分に適した制度を選択し加入手続きを行ってください。なお、定年前再任用短時間勤務職員や会計年度任用職員となる場合でも、一定の要件を満たすと短期組合員として引き続き組合員資格が継続します。

また、組合員資格を喪失される方は、4月1日以降、現在お持ちの組合員証・組合員被扶養者証(保険証)は使用できなくなりますので、退職後速やかに当組合まで返還してください。退職後に当組合の組合員証等を使用して医療機関を受診した場合、当組合が医療機関へ支払った医療費を全額返還していただくこととなりますので、必ず加入先の新たな保険証を使用してください。退職後にかかりつけの医療機関で受診する際には、保険証が変更になった旨を申し出てください。



詳細は10～11ページをご覧ください。

加入要件	他の健康保険に加入していない方。	年間収入が130万円(60歳以上または障害年金の受給要件に該当する場合は180万円)未満の方で主たる扶養者の収入により生計を維持している方。 ※この他にも条件がありますので、詳細はご家族の勤務先等にお問い合わせください。
特徴	附加給付はありません。 〔附加給付〕とは、法律で定められた「法定給付」の他に健康保険組合が独自に附加して支給するものです。	健康保険組合により附加給付があります。
保険料	被保険者の前年の所得割等で算定されます。市町村により異なるため、居住地の市町村にお問い合わせください。	保険料はかかりません。
加入手続き	退職した日の翌日から14日以内に居住地の市町村において加入手続きをしてください。	健康保険組合により手続きが異なるため、ご家族の勤務先等にお問い合わせください。

年金

■ 老齢厚生年金について

受給開始年齢になる前に実施機関（共済組合・日本年金機構など）から請求案内が届きます。
なお、受給開始年齢よりも前に年金の受け取りを希望される場合は、60歳以降いつでも繰り上げて請求ができますので、当組合までご連絡ください。

■ 退職後の年金制度について

60歳未満の組合員および被扶養配偶者は、退職後に厚生年金や国民年金への加入が必要になります。

また、短期組合員となる場合は、厚生年金の種別が3号厚生年金（公務員）から1号厚生年金（年金機構）に変更となります。



貸付

■ 未償還金の返済

貸付金の償還中に退職される場合は、退職手当から未償還金を控除し、返済していただくことになります。

■ 借用証書の返還

完済されたことを確認したうえで、借用証書をご自宅に送付します。

■ 「だんしん」特約保証料の返還について

団体信用生命保険（だんしん）に加入している方が、保険期間の途中で退職された場合は自動的に保険脱退となり、未経過月数分の特約保証料を返還します。なお、返還まで2ヵ月ほどかかります。

物資

物資立替金の未償還金についても貸付と同様に退職手当から控除し、返済していただくことになります。

貯金

共済貯金は、原則として退職と同時に解約していただきますが、任意継続組合員になれる方は、共済貯金を継続することができます。ただし、在職中から共済貯金に加入していた方に限ります。

■ 積立・払戻

- 積立は年2回（7月・12月）の臨時積立のみとなります。手続きは退職される市町村および一部事務組合等の共済事務担当課をとおして行ってください。
- 積立限度額は3,000万円です。
- 毎月2回払戻ができます。払戻を希望する場合は、当組合までご連絡ください。払戻締切日および送金日は、当組合ホームページまたは広報紙「いばらき共済」でご確認ください。



その他

■ リロクラブ[福利厚生倶楽部]およびMY HEALTH WEBの脱退手続きは当組合で行います。

お問い合わせ先

健康保険について

医療健康課 TEL 029-301-1413

老齢厚生年金について

年金課 TEL 029-301-1414

貸付・物資・貯金・その他について

福利厚生課 TEL 029-301-1412

茨城県市町村職員年金者連盟からのご案内

「茨城県市町村職員年金者連盟」は、茨城県内の市町村および一部事務組合を退職された方や年金者連盟の趣旨に賛同いただいた概ね55歳以上の組合員の方が会員となり、年金制度の堅持と医療・介護保険制度の改善に係る運動のほか、会員相互の親睦を深めることを目的としてさまざまな活動を行っています。

● 加入すると次のような特典があります。

1. 大洗鷗松亭に宿泊される場合、共済組合から宿泊利用助成券が発行されます。さらに、平日料金日に利用される場合は年金者連盟からも助成券を発行します。

※令和5年10月から令和6年6月まで改修工事のため休館します。

※令和6年度の助成対象者および助成金額は未定です。

2. 会員の方が参加できる「ゴルフ大会」、「グラウンド・ゴルフ大会」、「囲碁・将棋大会」を開催しています。

● 年会費について

1. 退職の年金受給者 年金年額×3 / 1000 (上限額6,000円)

2. 遺族の年金受給者 年金年額×1 / 1000 (上限額2,000円)

3. 賛助会員（年金受給開始前の方） 2,000円（定額）

● 加入方法について

加入申込書をご自宅あてに郵送しますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

茨城県市町村職員年金者連盟 TEL 029-301-1230